(附則第六十七条関係 (平成十七年十月一日施行)) 抄所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 抄

(傍線部分は改正部分)

名称	別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)において同じ。)で政令で定めるものにおいて同じ。)で政令で定めるものにおいて同じ。)で政令で定めるものにおいて同じ。)で政令で定めるもの二・三 (略)	では、この法律によりでは、この法律によりでは、この法律に対している。 では、この法律に対しては、この法律に対しては、では、この法律に対しては、では、この法律に対しては、では、この法律に対しては、この法律に対しては、では、この法律に対しては、では、この法律に対して、では、この法律に対して、では、このには、このには、このには、このには、このには、このには、このには、このに
根 拠 法	第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)において同じ。)で政令で定めるものにおいて同じ。)で政令で定めるものにおいて同じ。)で政令で定めるものにおいて同じ。)で政令で定めるものが、第十一条関係)の規定に基づく一時金(略)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
名 称	別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)	(退職手当等とみなす一時金) (退職手当等とみなす一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、第三十一条 次に対している。
根拠法	第二百匹十五号) 及び (これに類する給付	の法律の規定の適用に の法律の規定の適用に の法律の規定の適用に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

二 (略)	(略)		厚生年金基金	(略)	企業年金連合会	企業年金基金	(略)
	(略)		厚生年金保険法	(略)	厚生年金保険法	確定給付企業年金法	(略)
二 (略)	(略)	厚生年金基金連合会	厚生年金基金	(略)		企業年金基金	(略)
	(略)		厚生年金保険法	(略)		確定給付企業年金法	(略)